平成２５年（フ）第２４５号
奈良市三条本町１番93―1105号
債務者　ヒーリング・スペースＬｕｃｋこと
松吉美佐子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２５０号
奈良市瓦堂町９番地　シティーホームズ瓦堂407号
債務者　山口　典昭
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２５７号
奈良県大和郡山市馬司町1043番地
債務者　青木　　武
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第９２号
広島県呉市中通４丁目２番11―302号
債務者　野田　純子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第９３号
広島県竹原市竹原町2077番地１
債務者　熊谷　正男
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第９４号
広島県竹原市忠海中町３丁目５番24号
債務者　寄能　隆司
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第９５号
広島県竹原市忠海中町３丁目５番24号
債務者　寄能　千夏（旧姓濱中）
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第９６号
広島県呉市仁方西神町34番６―104号
債務者　零空調設備こと　木村　嘉興
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第９７号
広島県呉市警固屋４丁目２番20号
債務者　角西シズ子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第９８号
広島県竹原市下野町1191番地２
債務者　山本　貴子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１００号
広島県呉市両城１丁目６番９号
債務者　小栗　直美
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１０１号
広島県呉市広大広１丁目１番52号
債務者　杉山　　茂
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１０２号
広島県呉市広大新開２丁目22番39号
債務者　白井　好美
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１０３号
広島県豊田郡大崎上島町明石1717番地
債務者　村上　昌昭
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１０５号
広島県呉市仁方西神町18番３号
債務者　佐々木一枝
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１０７号
広島県呉市広弁天橋町13番３号
債務者　吉永　綾子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１１０号
広島県江田島市江田島町小用１丁目22番７号
債務者　川崎　達夫
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２０３号
愛媛県松山市東長戸４丁目５番28号
債務者　松榮ゆかり
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
松山地方裁判所民事部